

「IV. 大学への提言」に対する改善報告についての審議結果

大学名：明治薬科大学薬学部

本評価実施年度：2017（平成 29）年度

2023 年 1 月 18 日

一般社団法人 薬学教育評価機構 総合評価評議会

「改善すべき点」に対する改善報告への審議結果

※検討所見以外は提出された改善報告書のまま記載しています。

■改善すべき点への対応について

改善すべき点（１）

（１）改善すべき点が指摘された『中項目』

１ 教育研究上の目的

（２）指摘事項

薬学科の研究上の目的を掲げ、学則上で規定する必要がある。

（３）本評価時の状況

本学学部学則第１条（目的）は、以下の条文であった。

【改正前】

明治薬科大学（以下「本学」という。）は、教育基本法および学校教育法に基づき、学術を教授・研究し、薬学並びに公衆衛生の向上および増進に貢献するとともに、人格の陶冶に努め、有為の人物を育成して文化の創造と進展に寄与することを目的とする。

（４）本評価後の改善状況

上記本学学部学則第１条（目的）を以下のように改正した（令和２年２月３日教授会承認）。改正部分を下線にて示す。

【改正後】

明治薬科大学（以下「本学」という。）は、教育基本法および学校教育法に基づき、学術を教授・研究し、薬学並びに公衆衛生の向上および増進に貢献するとともに、人格の陶冶に努め、高度な薬学の知識を身につけた薬剤師並びに教育者、研究者・技能者を育成して文化の創造と進展に寄与することを目的とする。

（５）改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

- ・令和２年２月３日開催の教授会議事録（抜粋）（資料１）
- ・明治薬科大学学部学則（資料２）

検討所見

改善すべき点（１）は、本評価時において、薬学科の研究上の目的が学則に規定されていなかった状況に対して、改善を求めたものである。

この指摘に対して、大学は上記（４）の対応をとり、高度な薬学の知識を身につけた薬剤師並びに教育者、研究者・技能者を育成することを、薬学部の目的として学則第１条（目的）に明記した。

以上のことは上記（５）の根拠資料から確認できたが、指摘は薬学科の研究上の目的を学則に規定することであるので、指摘された問題点は改善されていないと判断する。指摘の趣旨を踏まえた改善をさらに進めることを求める。

改善すべき点（２）

（１）改善すべき点が指摘された『中項目』

２ カリキュラム編成

（２）指摘事項

薬学共用試験や薬剤師国家試験を目的とした「薬学演習」および「総合医療薬学演習」の講義を国家試験予備校講師が担当しており、大学の授業科目であることを鑑み、大学教員が講義するよう改善が必要である。

（３）本評価時の状況

「薬学演習」の講義を国家試験予備校講師が担当していることについては、以前から学内議論において不適切ではないかとの意見があった。また、「総合医療薬学演習」は、講義の大部分を国家試験対策予備校の講師に依存していたため、学内議論においても不適切ではないかとの意見があった。

（４）本評価後の改善状況

「薬学演習」に関しては、当該科目の運営等について新カリキュラム検討委員会、教務委員会および大学運営協議会で改めて審議し、当該科目は閉講すべきとの結論に達した。この結論を踏まえ、平成 26 年 11 月 28 日開催の教員会議に、平成 27 年度 1 年生（新カリキュラム対象者）から「薬学演習」を閉講することを上程し、審議の結果承認されたため、平成 30 年度以降当該科目は開講していない。

また、「総合医療薬学演習」に関しては、当該科目の授業運営等についても新カリキュラム検討委員会、教務委員会および大学運営協議会で審議した。その結果、「総合医療薬学演習」は薬学科の教育課程の総まとめの科目として開講しているので、科目としては中止しないが、学内教員のみが担当できる 1.5 単位に変更すべきとの結論に達した。その後、平成 28 年 11 月 18 日開催の教員会議に、平成 28 年度 2 年生在籍者（新カリキュラム対象者）から、カリキュラムを改正し「総合医療薬学演習」の単位数を 8 単位から 1.5 単位に変更すること、授業は大学教員のみ（専任教員および非常勤講師）が担当することを提案し、審議を経て承認された。

（５）改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

- ・平成 26 年 11 月 28 日開催の教員会議議事録（抜粋）（資料 3）
- ・平成 28 年 11 月 18 日開催の教員会議議事録（抜粋）（資料 4）
- ・平成 30 年度 薬学科 教育課程表（4 年生適用）（資料 5-1）
- ・令和 2 年度 総合医療薬学演習シラバス（資料 5-2）

検討所見

改善すべき点（２）は、本評価時において、薬学共用試験や薬剤師国家試験を目的とした「薬学演習」および「総合医療薬学演習」の講義を国家試験予備校講師が担当していた状況に対して、改善を求めたものである。

この指摘に対して、大学は上記（４）の対応をとり、平成 27 年度以降の入学者のカリキュラムにおいては、「薬学演習」を廃止するとともに、「総合医療薬学演習」の単位数を 8 単位から 1.5 単位に減らし、大学教員のみが担当するように変更した。

以上のことは上記（５）の根拠資料から確認できたので、指摘された問題点は改善されたものと判断する。

改善すべき点（3）

（1）改善すべき点が指摘された『中項目』

3 医療人教育の基本的内容

（2）指摘事項

ヒューマニズム教育・医療倫理教育において、目標達成度を評価するための指標の設定と、それに基づく評価がなされておらず、改善が必要である。

（3）本評価時の状況

本学のカリキュラムではヒューマニズム教育・医療倫理教育を、「医療倫理」「人間関係論」の科目で実施している。両科目ともに目標達成度を評価するための指標の設定と、それに基づく評価を行う必要があった。

（4）本評価後の改善状況

「医療倫理」「人間関係論」両科目ともに令和元年度中に目標達成度を評価するための指標を設置した。

「医療倫理」では、成績評価基準を作成し、期末試験の結果（70%）および受講状況・授業内レポート（30%）の総合評価を実施した。また、「人間関係論」では、評価の指標となるルーブリック評価表を作成し、評価を開始した。

（5）改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

- ・医療倫理成績評価基準（資料6）
- ・人間関係論ルーブリック評価表（資料7）

検討所見

改善すべき点（3）は、本評価時において、ヒューマニズム教育・医療倫理教育の目標達成度を評価するための指標の設定と、それに基づく評価がなされていなかった状況に対して、改善を求めたものである。

この指摘に対して、大学は上記（4）の対応をとり、「人間関係論」の評価にルーブリック評価を導入した。一方、「医療倫理」の評価については、目標達成度の指標は設定されていない。

以上のことは上記（5）の根拠資料から確認できたが、いずれも科目毎の評価に留まっている。指摘は、ヒューマニズム教育・医療倫理教育の目標達成度をカリキュラムの年次進行に伴って総合的に評価するための指標を設定し、それに基づく評価を実施することであるので、指摘の趣旨を踏まえた改善をさらに進めることを期待する。

改善すべき点（４）

（１）改善すべき点が指摘された『中項目』

３ 医療人教育の基本的内容

（２）指摘事項

一部の編入生について、編入前の大学において早期体験や倫理教育などの科目を履修していない場合に編入後にこれら科目を履修させていないことは問題であり、改善が必要である。

（３）本評価時の状況

薬学部以外からの編入生は早期体験学習や倫理教育などの科目を履修していない場合が多く、これらの科目を履修させる必要があった。

（４）本評価後の改善状況

平成 30 年 11 月 6 日開催の教授会において「明治薬科大学編入学規程」を改正し、「薬学科への編入学者が、出身大学等において本学の所定の授業科目に相当する科目を履修していない場合、当該授業科目の履修を義務付ける」を追記することを提案し、審議を経て承認された。この改訂規則は令和 2 年度編入学者より適用された。改訂以前の平成 31 年度編入学者に対しては、編入学試験要項に当該 4 科目の履修に関する記載がないことから履修を奨励することとした。

なお、本学の所定の授業科目は「医療倫理」、「薬学への招待（早期体験学習のみ）」、「健康運動演習（心肺蘇生、高齢者・障がい者模擬体験のみ）」、「体験学習」である。

（５）改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

- ・明治薬科大学編入学規程（資料 8）
- ・平成 30 年 11 月 6 日開催の教授会議事録（抜粋）（資料 9）

検討所見

改善すべき点（４）は、本評価時において、編入前の大学において早期体験や倫理教育などの科目を履修していない一部の編入生に、これらの科目を編入後に履修させていなかった状況に対して、改善を求めたものである。

この指摘に対して、大学は上記（４）の対応をとり、「薬学科への編入学者が、出身大学等において本学の所定の授業科目に相当する科目を履修していない場合、当該授業科目の履修を義務付ける」ことを「明治薬科大学編入学規程」に追記した。

以上のことは上記（５）の根拠資料から確認できたので、指摘された問題点は改善されたものと判断する。

改善すべき点（５）

（１）改善すべき点が指摘された『中項目』

３ 医療人教育の基本的内容

（２）指摘事項

コミュニケーション能力および自己表現能力を身につけるための教育において、目標達成度を評価するための指標の設定と、それに基づく評価がなされておらず、改善が必要である。

（３）本評価時の状況

本学ではコミュニケーション能力および自己表現能力を身につけるための教育科目として「医療コミュニケーション学・演習」を実施している。目標達成度を評価するための指標の設定と、それに基づく評価を行う必要があった。

（４）本評価後の改善状況

平成 30 年度より、「医療コミュニケーション学・演習」では、科目責任者が評価の指標となるルーブリック評価表を作成し運用している。具体的には、レポート等による事前学習状況、演習中の態度・技能等をそれぞれルーブリック評価表により評価し総合評価を行っている。

（５）改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

- ・平成 30 年度シラバス「医療コミュニケーション学・演習」（資料 10, 11）
- ・医療コミュニケーション学・演習ルーブリック評価表（資料 12）

検討所見

改善すべき点（５）は、本評価時において、コミュニケーション能力および自己表現能力を身につけるための教育の目標達成度を評価するための指標の設定と、それに基づく評価がなされていなかった状況に対して、改善を求めたものである。

この指摘に対して、大学は上記（４）の対応をとり、「医療コミュニケーション学・演習」の評価にルーブリック評価を導入した。

以上のことは上記（５）の根拠資料から確認できたが、コミュニケーション能力および自己表現能力を身につけるための教育として実施されている 1 科目のみの評価に留まっている。指摘は、コミュニケーション能力および自己表現能力を身につけるための教育の目標達成度をカリキュラムの年次進行に伴って総合的に評価するための指標を設定し、それに基づく評価を実施することであるので、指摘の趣旨を踏まえた改善をさらに進めることを期待する。

改善すべき点（6）

（1）改善すべき点が指摘された『中項目』

4 薬学専門教育の内容

（2）指摘事項

シラバスに学習方法が記載されておらず、学習効果の向上のためにもシラバスへの明記が必要である。

（3）本評価時の状況

シラバスに学習方法の記載が必要であった。

（4）本評価後の改善状況

平成 31 年度のシラバスより、学習方法を記載するために、授業内容の項目に授業形態（講義、演習、実習、体験学習、SGD、PBL、e-learning など）を追記した。なお、令和 2 年度のシラバスから記載項目を改訂し、新たに学習方法（授業形態）の記載項目を追加した。これらの措置により学習効果の向上が期待できるようになった。

（5）改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

- ・令和 2 年度シラバス編集マニュアル（資料 1 3）

検討所見

改善すべき点（6）は、本評価時において、シラバスに学習方法が記載されていなかった状況に対して、改善を求めたものである。

この指摘に対して、大学は上記（4）の対応をとり、平成 31 年度以降のシラバスには学習方法（授業形態）が記載されるようになった。

以上のことは上記（5）の根拠資料から確認できたので、指摘された問題点は改善されたものと判断する。

改善すべき点（7）

（1）改善すべき点が指摘された『中項目』

5 実務実習

（2）指摘事項

実務実習事前学習の目標達成度を評価するための指標は設定されておらず、それに基づく評価もなされていないので、改善が必要である。

（3）本評価時の状況

実務実習事前学習（事前実務実習）の目標達成度を評価するための指標を設定し、それに基づく評価を行う必要があった。

（4）本評価後の改善状況

平成30年度より、事前実務実習の成績評価方法について、目標達成度を評価するためにルーブリック評価法を導入した。その対象は、レポート等による事前学習状況評価、出席状況評価、実習中の態度評価、技能修得評価であり、それらの成績等に基づき総合評価を行うよう改めた。

（5）改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

- ・事前実務実習（前期）ルーブリック評価表（資料14-1）
- ・事前実務実習（後期）ルーブリック評価表（資料14-2）
- ・令和3年度シラバス「事前実務実習」（資料15）

検討所見

改善すべき点（7）は、本評価時において、実務実習事前学習の目標達成度を評価するための指標が設定されておらず、それに基づく評価がなされていなかった状況に対して、改善を求めたものである。

この指摘に対して、大学は上記（4）の対応をとり、4年次「事前実務実習（前期）」における「情報収集・提供実習」、「調剤実習」、「無菌操作・無菌調製実習」、「SGD」及び「事前実務実習（後期）」における「病棟総合／在宅総合実習」、「薬局総合実習」、「無菌総合実習」の評価に使用するルーブリックを作成し、実務実習事前学習全体の目標達成度の評価を行った。

以上のことは上記（5）の根拠資料から確認できたので、指摘された問題点は改善されたものと判断する。

改善すべき点（８）

（１）改善すべき点が指摘された『中項目』

６ 問題解決能力の醸成のための教育

（２）指摘事項

卒業研究Ⅰ・Ⅱの論文作成において、卒業研究執筆要領に記載されている所定の書式（要旨・本文・引用文献を原則とするなど）と異なることが実施されており、改善が必要である。

（３）本評価時の状況

本学の卒業研究は、卒業研究Ⅰ（４年次）と卒業研究Ⅱ（５～６年次前期）で構成される。卒業研究Ⅰ終了時には中間発表会を実施し、成果物として中間発表会での論文要旨又は発表会のレジメ等を提出させている。卒業研究Ⅱ終了時には口頭あるいはポスター形式で発表会が行われ、卒業研究論文を提出させている。

（４）本評価後の改善状況

卒業研究論文には執筆要領である①単独執筆（複数で研究した場合も）②和文または英文 ③要旨・本文・引用文献を論文編成の原則を厳守するよう改めて周知徹底した。研究室主任は、当該執筆要領に準拠しているかを確認し、適切ではない場合には適宜、指導の上、学生に最終提出をさせている。

（５）改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

- ・卒業研究論文提出について（資料１６）

検討所見

改善すべき点（８）は、本評価時において、卒業研究執筆要領の記載とは異なった書式で作成された卒業研究Ⅰ・Ⅱの論文があった状況に対して、改善を求めたものである。

この指摘に対して、大学は上記（４）の対応をとり、執筆要領に記載された論文編成の原則を厳守することを周知徹底し、研究室主任が最終提出物を確認・指導している。

以上のことは上記（５）の根拠資料から確認できたので、指摘された問題点は改善されたものと判断する。

改善すべき点（9）

（1）改善すべき点が指摘された『中項目』

6 問題解決能力の醸成のための教育

（2）指摘事項

問題解決能力の醸成に向けた教育において、目標達成度を評価するための指標は設定されておらず、それに基づく評価もなされていないため、改善が求められる。

（3）本評価時の状況

薬学教育モデル・コアカリキュラム-平成25年版-（改訂薬学教育モデル・コアカリキュラム）に準拠した本学のカリキュラムの中で問題解決能力の醸成教育としては4年次の症例解析演習ⅠとⅡ、事前実務実習、4年次と6年次に跨がる卒業研究ⅠとⅡ、および5年次の病院および薬局における薬学実務実習があげられる。これらの科目に目標達成度を評価するための指標を設定し、それに基づく評価を行う必要があった。

（4）本評価後の改善状況

上記科目のカリキュラムでは目標達成度を評価するために、全てのカリキュラムでルーブリック評価を導入した。

（5）改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

- ・症例解析演習Ⅰ・Ⅱ ルーブリック評価表（資料17）
- ・事前実務実習 ルーブリック評価表（資料14）
- ・卒業研究Ⅰ・Ⅱ ルーブリック評価表（資料18）
- ・薬学実務実習 ルーブリック評価表（資料19、20、21）

検討所見

改善すべき点（9）は、本評価時において、問題解決能力の醸成に向けた教育の目標達成度を評価するための指標の設定と、それに基づく評価がなされていなかった状況に対して、改善を求めたものである。

この指摘に対して、大学は上記（4）の対応をとり、該当科目（症例解析演習Ⅰ・Ⅱ、卒業研究Ⅰ・Ⅱ）の評価にルーブリック評価を導入した。

以上のことは上記（5）の根拠資料から確認できたが、いずれも科目毎の評価に留まっている。指摘は、問題解決能力の醸成に向けた教育の目標達成度をカリキュラムの年次進行に伴って総合的に評価するための指標を設定し、それに基づく評価を実施することであるので、指摘の趣旨を踏まえた改善をさらに進めることを期待する。

改善すべき点（10）

（1）改善すべき点が指摘された『中項目』

7 学生の受入

（2）指摘事項

記載されているものや記載箇所により入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が異なっていることは問題であり、入試委員会で審議・検証し、大学運営協議会での審議を経て教授会で審議・承認すると定めている意思決定システムを機能させるよう、改善が必要である。

（3）本評価時の状況

薬学教育評価機構への資料提出時期と、アドミッション・ポリシー改正の時期が重なったため、入学試験募集要項で記載されたアドミッション・ポリシーは改正前のものが第三者評価の際に提出されてしまった。

（4）本評価後の改善状況

提出書類を再度見直し学内書類、学外公表書類で文言の不整合がないように訂正した。

（5）改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

- ・募集要項（資料22）
- ・アクセスガイド（資料23）
- ・ホームページの印刷（資料24）

検討所見

改善すべき点（10）は、本評価時において、改正前と改正後の入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が提出資料に混在していた状況に対して、改善を求めたものである。

この指摘に対して、大学は上記（4）の対応をとり、学外公表書類のアドミッション・ポリシーの文言に不整合がないように訂正した。

以上のことは上記（5）の根拠資料から確認できたので、指摘された問題点は改善されたものと判断する。

改善すべき点（11）

（1）改善すべき点が指摘された『中項目』

8 成績評価・進級・学士課程修了認定

（2）指摘事項

再試験による成績評価は79点が上限とされているが、本試験の成績が60点以上70点未満であり、さらに点数を積み上げたいとする学生には再試験受験資格がなく、再試験受験者と本試験合格者の間で不平等な成績判定となるため、改善が必要である。

（3）本評価時の状況

再試験による成績評価は79点を上限と規定し、本試験合格者はさらに点数を積み上げたいと欲しても再試験受験資格がなく、規程上は本試験不合格者が本試験合格者を成績評価で上回ることが可能であった。

（4）本評価後の改善状況

指摘を受け、教務委員会および大学運営協議会において慎重に時間をかけ検討を進めた。その結果、定期試験合格者と再試験合格者の評価に逆転現象がおきないように、再試験の成績評価の上限を従来の79点から69点に変更する明治薬科大学薬学部薬学科/生命創薬科学科教育課程および履修方法等に関する規程改正の結論を得た。令和3年9月24日開催の臨時教授会において同規程改正の趣旨を説明し、意見交換を経て、令和3年12月2日開催の教授会において提案どおりとして了承を得た。改正の内容は令和3年12月17日開催の教員会議において報告し、全教員に周知した。なお、同じ年度の前期と後期で対応に差が出ないように、施行は年度途中ではなく令和4年度（令和4年4月1日）からとしている。

（5）改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

- ・令和3年9月24日開催の臨時教授会議事録（抜粋）（資料25）
- ・令和3年12月2日開催の教授会議事録（抜粋）（資料26）
- ・明治薬科大学薬学部薬学科教育課程および履修方法等に関する規程（資料27）
- ・令和3年12月17日開催の教員会議議事録（抜粋）（資料28）

検討所見

改善すべき点（11）は、本評価時において、再試験による成績評価の上限が79点と規定されていたため、本試験不合格者が再試験受験資格のない本試験合格者を成績評価で上回ることが可能となっていた状況に対して、改善を求めたものである。

この指摘に対して、大学は上記（4）の対応をとり、「明治薬科大学薬学部薬学科教育課程および履修方法等に関する規程」を改正し、再試験の成績評価の上限を79点から69点に変更した。

以上のことは上記（5）の根拠資料から確認できたが、本試験不合格者が再試験において本試験合格者（60点以上）を成績評価で上回ることが可能である状況に変わりはないので、指摘された問題点は改善されていないと判断する。指摘の趣旨を踏まえた改善をさらに進めることを求める。

改善すべき点（12）

（1）改善すべき点が指摘された『中項目』

8 成績評価・進級・学士課程修了認定

（2）指摘事項

薬学共用試験（CBT）の合格者に、必修科目である「薬学演習」の単位が試験なしで認められていることは問題であり、改善が必要である。

（3）本評価時の状況

「薬学演習」の成績評価および単位認定を薬学共用試験（CBT）の合格をもって代替することは、学内議論においても不適切ではないかとの意見があった。

（4）本評価後の改善状況

当該科目の評価について新カリキュラム検討委員会、教務委員会および大学運営協議会で審議し、平成26年11月28日開催の教員会議において「薬学演習」の科目自体は平成29年度をもって閉講することに決定した。従って、平成30年度以降は「薬学演習」は開講していない。

（5）改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

- ・平成26年11月28日開催の教員会議議事録（抜粋）（資料3）
- ・平成30年度薬学科 教育課程表（4年生適用）（資料5）

検討所見

改善すべき点（12）は、「但し書き」で指摘したもので、下記の改善がすでに完了している。（2019年7月）

4年次「薬学演習」は、平成26年11月の教員会議において廃止が決定され、平成27年度入学生より適用され、平成30年度には当該科目の廃止に至った。

改善すべき点（13）

（1）改善すべき点が指摘された『中項目』

8 成績評価・進級・学士課程修了認定

（2）指摘事項

卒業延期者に対して、後期科目である「総合医療薬学演習」などの講義および試験を次年度前期に特別に実施して単位認定を行い、9月卒業を認めていることは問題である。このような制度にする場合には「総合医療薬学演習」などを前期科目として設置するなどの改善が必要である。

（3）本評価時の状況

総合医療薬学演習（後期開講科目）のみが未修得のため、卒業要件に必要な単位数を修得できずに卒業が延期となった場合には、当該学生の学修経験の継続性、学習効果の持続性および学習意欲向上のために、当該学生に限り当該授業科目の講義履修および試験受験を前期に実施可能とする事は教育上意義が大きい。また、学生および保護者にとっては卒業要件を満たすために、学費が半年分余計に掛かる事は不利益が大きい。

（4）本評価後の改善状況

上記の問題を解決するために、令和元年12月5日に開催した教授会において「明治薬科大学薬学部薬学科教育課程および履修方法等に関する規程」を改正し、総合医療薬学演習を前期に開講可能とした。

（5）改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

- ・令和元年12月5日開催の教授会議事録（抜粋）（資料29）
- ・明治薬科大学薬学部薬学科教育課程および履修方法等に関する規程（資料27）

検討所見

改善すべき点（13）は、本評価時において、後期科目である「総合医療薬学演習」などの講義および試験を次年度前期に特別に実施して単位認定を行い、卒業延期者の9月卒業を認めていた状況に対して、改善を求めたものである。

この指摘に対して、大学は上記（4）の対応をとり、「明治薬科大学薬学部薬学科教育課程および履修方法等に関する規程」を改正し、第6条第7項に「前年度に引き続き6年次に在籍する者がある場合、総合医療薬学演習を前期に開講し、総合医療薬学演習試験を前期に実施することができるものとする。」と追記した。

以上のことは上記（5）の根拠資料から確認できたので、指摘された問題点は改善されたものと判断する。

改善すべき点（14）

（1）改善すべき点が指摘された『中項目』

8 成績評価・進級・学士課程修了認定

（2）指摘事項

教務関係の審議組織として教授会と教員会議が設けられているが、教員会議の規程が制定されていないにもかかわらず、教員会議で進級や修了の判定が行なわれていることは問題であり、教授会と教員会議の役割を明確とし、その上で教員会議の規程を制定する必要がある。

（3）本評価時の状況

教務関係の審議案件については、一部（科目責任者として准教授を含むもの等）については慣例により「教員会議」で行っていた。

（4）本評価後の改善状況

「教授会」と「教員会議」で審議する事項を整理し、平成30年11月30日に開催した教授会に「明治薬科大学教員会議規程（制定案）」および「明治薬科大学教授会規程」改正案を上程した。審議の結果、両規程の制定案および改正案がともに承認され、それぞれ「教授会」と「教員会議」で審議する事項および会議の役割が明確となった。進級、卒業の判定は教授会審議事項とした。

（5）改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

- ・平成30年11月30日開催の教授会議事録（抜粋）（資料30）
- ・明治薬科大学教授会規程（資料31）
- ・明治薬科大学教員会議規程（資料32）

検討所見

改善すべき点（14）は、本評価時において、進級や修了の判定を行う教員会議の規程が制定されていなかった状況に対して、改善を求めたものである。

この指摘に対して、大学は上記（4）の対応をとり、「明治薬科大学教員会議規程」を制定し、教員会議の役割を明確にした。

以上のことは上記（5）の根拠資料から確認できたので、指摘された問題点は改善されたものと判断する。

改善すべき点（15）

（1）改善すべき点が指摘された『中項目』

13 自己点検・評価

（2）指摘事項

組織的な自己点検・評価については薬学教育評価機構による「自己評価 21」と「大学基準協会による評価」しか行われておらず、定期的な自己点検活動が必要である。

（3）本評価時の状況

本学では、学則に定める8常置委員会が月に1回程度開催され、各時点での問題につき種々の点検・評価が行われていた。その結果は大学運営協議会、教授会の議を経て自己点検を行っていた。しかし、指摘の通り定期的かつ組織的な自己点検活動ではなく、活動結果は報告書として作成できていなかった。

（4）本評価後の改善状況

令和2年度より、新たに自己点検・評価委員会の上に内部質保証委員会（外部委員を加える）を設置した。毎年度、自己点検・評価委員会は点検・評価の結果を内部質保証委員会に報告する。それを元に内部質保証委員会は改善方策の審議、学長に提言するよう学内機構を改革した。

（5）改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

- ・ 明治薬科大学内部質保証に関する規程（資料33）
- ・ 明治薬科大学大学運営協議会規程（資料34）
- ・ 明治薬科大学自己点検・評価委員会規程（資料35）

検討所見

改善すべき点（15）は、本評価時において、薬学教育評価機構による「自己評価 21」と「大学基準協会による評価」以外の組織的な自己点検・評価が定期的に行われていなかった状況に対して、改善を求めたものである。

この指摘に対して、大学は上記（4）の対応をとり、令和2年度に新設された内部質保証委員会に、自己点検・評価委員会がその点検・評価の結果を報告する体制となった。

以上のことは上記（5）の根拠資料から確認できたので、指摘された問題点は改善されつつあるものと判断する。今後、この体制の継続的な活動を通して、改善がさらに進むことを期待する。

改善すべき点（16）

（1）改善すべき点が指摘された『中項目』

1.3 自己点検・評価

（2）指摘事項

「自己点検・評価書」や添付資料に多くの誤記や齟齬が認められ、さらにその修正においても訂正を繰り返すなど、自己点検・評価が十分に行われているとは言えず、機能する体制の整備などの改善が必要である。

（3）本評価時の状況

自己点検・評価書は、各担当者が作成し集約し完成させたが、相互のチェックが徹底しないなどの事象が起こった。

（4）本評価後の改善状況

点検・評価の組織を見直し、令和2年度より新たに自己点検・評価委員会の上に内部質保証委員会（外部委員を加える）を設置する規程を制定した（令和2年2月10日教授会承認）。それぞれの委員会でチェック体制を強化する。

（5）改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

- ・明治薬科大学内部質保証に関する規程（資料33）
- ・明治薬科大学自己点検・評価委員会規程（資料35）

検討所見

改善すべき点（16）は、本評価時において、自己点検・評価が十分に行われているとは言えなかった状況に対して、改善を求めたものである。

この指摘に対して、大学は上記（4）の対応をとり、自己点検・評価委員会の上部組織として、内部質保証委員会を令和2年度に新設した。

以上のことは上記（5）の根拠資料から確認できたので、指摘された問題点は改善されつつあるものと判断する。今後、この体制が機能し、適正な自己点検・評価がさらに進むことを期待する。